

2024年5月22日

各位

会 社 名 株式会社村田製作所 代表者名 代表取締役社長 中島 規巨 (コード:6981、東証プライム市場) 問合せ先 広報部長 山田幹人 (TEL.075-955-6786)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第88回 定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、 剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)及び第 35 条 (剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 7 条 (自己の株式の取得)、第 35 条 (剰余金の配当)及び 第 36 条 (中間配当)を削除します。
- (2) 取締役会の運営において柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第24条 (取締役会の招集権者および議長) について、所要の変更を行います。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行います。
- 2. 変更の内容

具体的な変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日:2024年6月27日(予定)定款変更の効力発生日:2024年6月27日(予定)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条~第6条(条文省略)	第1条~第6条(現行どおり)
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)
<u>第8条</u> ~ <u>第9条</u> (条文省略)	<u>第7条</u> 〜 <u>第8条</u> (現行どおり)
(単元未満株式の買増し) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規 <u>定</u> に定めるところ により、その有する単元未満株式の数と併せて 単元株式数となる数の株式を売り渡すことを 請求することができる。	(単元未満株式の買増し) 第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところ により、その有する単元未満株式の数と併せて 単元株式数となる数の株式を売り渡すことを 請求することができる。
<u>第11条</u> (条文省略)	第 10 条 (現行どおり)
(株式取扱規 <u>定</u> ) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか、取締役会において定 める株式取扱規 <u>定</u> による。	(株式取扱規 <u>程</u> ) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、 法令または本定款のほか、取締役会において定 める株式取扱規 <u>程</u> による。
<u>第 13 条</u> ~ <u>第 23 条</u> (条文省略)	<u>第12条~第22条</u> (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長) 第24条 1.取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除いて、 <u>取締役会長または取締役社長</u> が これを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 1.取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除いて、取締役会においてあらかじめ定 めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故がある 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役 ときは、取締役会においてあらかじめ定め 会においてあらかじめ定めた順序に従い、 た順序に従い、他の取締役が取締役会を招 他の取締役が取締役会を招集し、議長とな 集し、議長となる。 る。 第 25 条~第 27 条 (条文省略) 第24条~第26条(現行どおり) (取締役会規定) (取締役会規程) 第28条 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の 取締役会に関する事項は、法令または本定款の ほか、取締役会において定める取締役会規定に ほか、取締役会において定める取締役会規程に よる。 よる。 第 29 条~第 32 条 (条文省略) 第28条~第31条(現行どおり) (監査等委員会規定) (監査等委員会規程) 第33条 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査等委員会において定める監査等 款のほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規定による。 委員会規程による。 第34条(条文省略) 第33条(現行どおり) (新設) (剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1 項各号に定める事項については、法令に別段の 定めがある場合を除き、取締役会の決議によっ て定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) (新設) 第35条 1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31 日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30 日とする。

	3.前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。
(剰余金の配当) 第35条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載または記録されている株主または 登録株式質権者に対し行う。	(削除)
(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30日の最終の株主名簿に記載または記録され ている株主または登録株式質権者に対し、中間 配当をすることができる。	(削除)
<u>第 37 条</u> (条文省略)	第 36 条 (現行どおり)
附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)(条文省略)	附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)(現行どおり)